1 8月11日付けの追加指定等

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

(1)待機なし→3日間待機 :アンドラ、イスラエル、カンボジア、フランス、米国(アラスカ州、サウスカロライナ州、

テネシー州、ネブラスカ州)、マルタ、モザンビーク、レバノン、ロシア(アムール州、ヴォルゴグラード州、オリョール州、カバルダ・バルカル共和国、北オセチア共和国)

(2)10日間待機→6日間待機 : インド、ザンビア、スリランカ、ネパール、モルディブ

(3)6日間待機→3日間待機 : 英国、パキスタン、マレーシア、ロシア(モスクワ市)

(4)3日間待機→待機なし : ウガンダ、ドミニカ共和国

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

- (1)検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(2か国) インドネシア、キルギス
- (2)検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(9か国・地域) アフガニスタン、アラブ首長国連邦、インド、ザンビア、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、モルディブ
- (3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(52か国) アイルランド、アルゼンチン、アンドラ、イスラエル、イラン、ウルグアイ、英国、エクアドル、オマーン、オランダ、カザフスタン、カンボジア、キューバ、ギリシャ、コスタリカ、コロンビア、ジョージア、ジンバブエ、スペイン、スリナム、セーシェル、タイ、タンザニア、チュニジア、チリ、デンマーク、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナミビア、パキスタン、パラグアイ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベネズエラ、ベラルーシ、ペルー、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、リビア、米国(23州:アイダホ州、アーカンソー州、アラスカ州、アリゾナ州、インディアナ州、オクラホマ州、オレゴン州、カンザス州、ケンタッキー州、コロラド州、サウスカロライナ州、テキサス州、テネシー州、ネバダ州、ネブラスカ州、フロリダ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、ユタ州、ルイジアナ州、ワイオミング州、ワシントン州)、マルタ、マレーシア、モザンビーク、ルクセンブルク、レバノン、ロシア(19州・地域:アストラハン州、アムール州、イヴァノヴォ州、ヴォルゴグラード州、ウドムルト共和国、ウラジーミル州、オリョール州、カバルダ・バルカル共和国、カレリア共和国、北オセチア共和国、クラスノヤルスク地方、サハ共和国、サラトフ州、サンクトペテルブルク市、チェリャビンスク州、トィヴァ共和国、ニジェゴロド州、モスクワ市、モスクワ州)

(注)赤字は再入国拒否措置の対象国